

軽減判定所得の拡大について

1 内容

- (1) 5割軽減対象… 軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額について、現行の28万5千円を29万円に改める。
- (2) 2割軽減対象… 軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額について、現行の52万円を53万5千円に改める。

2 改正理由

国において保険料の減額の対象となる所得の基準について、次のとおり拡大される予定であることから、島本町においても、国基準と同様の改正を予定している。

3 軽減判定例

世帯人数	現行		改正後	
	判定所得額			
	5割	2割	5割	2割
	43万円＋ 28.5万円×被保険者数	43万円＋ 52万円×被保険者数	43万円＋ 29万円×被保険者数	43万円＋ 53.5万円×被保険者数
1人	71万5千円	95万円	72万円	96万5千円
2人	100万円	147万円	101万円	150万円
3人	128万5千円	199万円	130万円	203万5千円

【影響額】（医療保険分及び後期高齢支援金分）

世帯員数	所得額	72万円			96万5千円			101万円		
		現行	改正後	影響額	現行	改正後	影響額	現行	改正後	影響額
1人	軽減判定	2割軽減	5割軽減	▲26,575	軽減なし	2割軽減	▲17,718	軽減なし	軽減なし	0
	保険料	106,103	79,528		153,588	135,870		159,056	159,056	
2人	軽減判定	5割軽減	5割軽減	0	5割軽減	5割軽減	0	2割軽減	5割軽減	▲39,869
	保険料	101,685	101,685		131,452	131,452		176,789	136,920	
3人	軽減判定	5割軽減	5割軽減	0	5割軽減	5割軽減	0	5割軽減	5割軽減	0
	保険料	123,842	123,842		153,609	153,609		159,077	159,077	

世帯員数	所得額	130万円			150万円			203万5千円		
		現行	改正後	影響額	現行	改正後	影響額	現行	改正後	影響額
1人	軽減判定	軽減なし	軽減なし	0	軽減なし	軽減なし	0	軽減なし	軽減なし	0
	保険料	194,291	194,291		218,591	218,591		283,593	283,593	
2人	軽減判定	2割軽減	2割軽減	0	軽減なし	2割軽減	▲26,581	軽減なし	軽減なし	0
	保険料	212,024	212,024		262,905	236,324		327,907	327,907	
3人	軽減判定	2割軽減	5割軽減	▲53,163	2割軽減	2割軽減	0	軽減なし	2割軽減	▲35,444
	保険料	247,475	194,312		271,775	271,775		372,221	336,777	

※令和5年度標準保険料による試算

軽減判定所得の拡大に伴う影響

令和5年度の保険料率及び令和3年総所得金額等（令和5年1月20日現在被保険者状況）を使用し、軽減判定所得の拡大の影響について、以下のとおり試算する。

	拡大により 5割軽減となる世帯数	拡大により 2割軽減となる世帯数	影響世帯数計	影響額	一世帯当たりの 影響額
医療保険分	14世帯	11世帯	25世帯	▲780,591円	▲31,223円
後期高齢者支援金分	14世帯	11世帯	25世帯	▲244,943円	▲9,797円
介護保険分	6世帯	2世帯	8世帯	▲66,476円	▲8,309円
合計				▲1,092,010円	▲49,329円